

愛媛県官民共創拠点運営業務 質疑応答集

番号	質問日	質問件名	質問内容	回答
1	R7.9.10	業務仕様書 5 運営に関する基本的事項 (10)目標(KPI)	「令和8年度中の年間利用者数:15,000名」を目標とされていますが、利用対象者別の内訳の想定はありますか？	KPIにおける利用対象者別の内訳の想定はありません。
2	R7.9.10	業務仕様書 6 業務内容 (2)運営に関する業務	コミュニティマネージャーの業務として、「・内覧対応(週1回程度)」とありますが、1回の所要は1時間程度で、他の自治体・企業からの内覧を想定されているという事で、認識相違ないですか？	「内覧対応」は、利用対象者向けの説明及び施設案内(いわゆる「見学ツアー」)を定期的実施することを想定しています。 所要時間は1時間程度が一般的と認識していますが、具体的な実施内容等は県と受託者で協議の上決定します。 なお、他の自治体・企業等の視察対応については、主に県が対応することを想定していますが、詳細は県と受託者で協議の上決定します。
3	R7.9.22	会員情報・入退館管理システム について	現状の導入予定、検討候補のシステムはLINEの連携がされるものが前提でしょうか？	LINEとの連携が可能なシステムの導入を予定しています。
4	R7.9.22	会員情報・入退館管理システム について	会員情報・入退館管理システムの使用料を事業費で支払う必要はありますか？	会員情報・入退館管理システムの使用料は県が直接負担するため、本事業費から支出する必要はありません。
5	R7.9.22	会員情報・入退館管理システム について	会員情報と入退館に関する情報は受付やコミュニティMgrに共有される認識で良いでしょうか？共有にあたって導入が必要なアプリケーションは決まっていますか？	会員情報、入退館、施設予約等に関する情報は県とコミュニティマネージャー(仮称)等の運営人員間で共有することを想定しています。 また、共有に用いるアプリケーション等は未定です。

6	R7.9.22	SNS・HP等による情報発信について	HPは別のプロポーザルがあると思いますSNSも含めて情報発信はHPの受託業者が行うのか本事業の運営がアカウントを持って発信できるのでしょうか？	本拠点の情報発信等に用いるホームページは、県が本業務とは別に委託する事業者が制作し、更新・改修を行います。イベント情報の掲載等、日常かつ軽微な更新は、ホームページの管理者権限を付与された本業務受託者及び県職員が実施することを想定しています。また、SNSアカウントについては、本業務受託者がアカウントを取得し、運用することを想定していますが、詳細は県と受託者で協議の上決定します。
7	R7.9.22	施設整備及び機器等の設置について	本拠点で使用する什器、器具、備品及び機器等は別の委託事業で調達するとありますが、貸与費用などを見積に見込む必要はありますか？	什器等の貸与費用を本事業費に計上する必要はありません。
8	R7.9.22	諸費用の負担に関して	来場者の駐車場代は本事業での経費負担になりますでしょうか。	本拠点利用者の駐車場代を本事業費に計上する必要はありません。利用者には、原則公共交通機関の利用を案内することを想定しています。
9	R7.9.22	諸費用の負担に関して	カフェスペースとの連携において、イベント等で使用する場合に経費を支払う必要はありますか？	本業務受託者が、行政財産の目的外使用許可を得て、カフェスペースにおける飲食物提供事業等を行う場合、同スペースを使用するための経費を別途県に対して支出する必要はありません。本業務受託者が、他の者にカフェスペースにおける飲食物提供事業等を任せる場合、同スペースを使用するための経費負担については、双方で協議の上、決定していただくこととなります。
10	R7.9.22	維持管理及び経費負担について	機器等の管理や簡易な清掃等の日常的な維持管理は本事業の受託者が負担とありますが、どの程度までを見込まれていますか	現時点では、週1回程度、清掃業者による清掃を予定しており、本業務における簡易な清掃では、什器及び機器等の整頓、机等の拭き掃除、フロアのゴミ拾い等を想定しています。

11	R7.9.22	消耗品等の調達について	使用するPCやネットワークに使用制限はありますか？ 例えば個人情報扱うPCはWIFIの使用不可など何か制限があれば教えてください。	現時点で具体的な使用制限は想定していません。
12	R7.9.22	消耗品等の調達について	印刷のための複合機の設置が必要な場合は本事業での負担になりますか？利用者用ではなく事務局用で使用を検討しています。	コミュニティマネージャー(仮称)等の運営人員が使用するための複合機を設置する予定はないため、必要な場合は本事業費に計上してください。
13	R7.9.22	受付対応について	受付対応には電話での問い合わせも含まれますか？ その場合の電話回線の準備(回線工事や番号の取得、電話機の準備)も本事業に含められていますか	受付業務に関して、対面又はメール、SNS等での問合せ対応を想定しており、電話での問合せ対応は想定していません。 また、本業務内での電話回線の設置は不要です。 ただし、別途県において電話回線を設置することも想定され、場合によっては、県と受託者で協議の上、受託者による電話での問合せ対応を実施する可能性があります。